

決 定

---

申立人（審査請求人） \_\_\_\_\_  
東京都新宿区新宿一丁目14番5号  
新宿KMビル801  
アストレア法律事務所  
上記代理人 弁護士 青木 信昭

処 分 庁 江東区福祉事務所長

申立人が提起した保護変更決定処分に係る執行停止の申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

処分庁が、平成30年7月30日付けで申立人に対してした保護変更決定処分（30江生一第058843号）の効力を平成30年10月1日から本案審査請求の裁決まで停止する。

理 由

第1 執行停止の申立ての趣旨

本件執行停止の申立て（以下「本件申立て」という。）の趣旨は、処分庁が申立人に対して、平成30年7月30日付けでした生活保護法に基づく保護変更決定処分（30江生一第058843号。以

下「本件処分」という。内容は別紙のとおり) について、その効力の停止を求めるといふものと解される。

第2 事案の概要 (本件処分通知書、留学(更新)許可証、渡航前オリエンテーションプログラムガイド等による。)

1 従来、処分庁は、申立人、申立人の妻 \_\_\_\_\_ さん及び申立人の長女 \_\_\_\_\_ さん(以下、単に「妻」及び「長女」という。)の3人世帯について、生活保護を実施しており、本件処分の前である平成30年4月から8月までの生活保護支給額は、月当たり198,420円であった。

2(1) 処分庁は、平成30年7月30日付けで、申立人に対し、世帯員の減(2人世帯)を理由として、同年5月1日から、申立人世帯の基準生活費を146,950円に変更するとともに、過払となる各月(同年5月分から8月分まで)の保護費51,470円を同年9月から12月までの保護費からそれぞれ差し引く旨の保護変更決定処分を行った(本件処分)。

(2) 処分庁が本件処分の理由とした世帯員の減は、都立高等学校の生徒である長女が東京都教育委員会の平成29年度「次世代リーダー育成道場」の研修生に選ばれ、オーストラリアに留学したことによるものであった(以下「本件海外留学」という。)

(本件海外留学の主な内容)

・留学先 オーストラリア \_\_\_\_\_

・留学許可期限 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日まで

・厳守事項 研修生は、下記の記載事項を厳守しなければならない。一つでも違反した場合には、直ちに研修プログラムから離脱し、日本へ帰国となる。

記

1 から 1 2 まで (略)

1 3 アルバイトをしないこと。

14及び15 (略)

- 3 申立人は、平成30年8月17日付けで、当庁に対し、本件処分についての審査請求(30総総法査第264号。以下「本案審査請求」という。)を提起するとともに、本件申立てを提起した。

第3 申立人の主張の要旨

本件処分の執行により、以下のとおり、申立人には重大な損害が発生し、かつ、その損害発生を避けるために緊急の必要があるので、本件処分の執行停止を求める。

1 重大な損害の発生

本件処分により、平成30年9月分から12月分までの申立人の保護費は、従来より51,470円減額になるだけでなく、過払金51,470円も差し引かれるので、合計102,940円の減額となり、受け取る保護費は95,480円になってしまう。これでは、申立人夫婦が生活できなくなるだけでなく、長女への仕送り(月額5万円程度)もできなくなり、長女も現地での生活に困窮することになる。

これによって、申立人が被った損害は、後日、回復することが困難である。したがって、本件処分の執行により、回復し難い重大な損害が発生することが明らかである。

2 緊急の必要性

本件処分は、上記1のとおり、平成30年9月分の支給額から、102,940円の減額を決めているので、裁決を待っていたのでは損害の発生を避けることができないことは明らかであり、本件処分の執行を停止する緊急の必要性がある。

- 3 なお、本件処分の執行を停止しても、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれはないし、審査請求書の記載及び証拠資料から、本案について理由があることが明らかであるので、本件処分の執行を停止すべきである。

第4 審査庁の判断

## 1 法令等の定め

### (1) 行政不服審査法の定め

行政不服審査法（以下「法」という。）25条4項は、審査請求人の執行停止（処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置をいう。）の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない、ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない旨を規定している。

そして、同条5項は、審査庁は、同条4項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする規定している。

### (2) 生活保護法等の定め

ア 生活保護法1条は、同法の目的として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする規定し、また、同法3条は、最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないと規定する。

イ 生活保護法19条1項は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」（同項1号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならない旨規定している。

ウ 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10（保護の決定）の間19によれば、被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航

した場合であっても、引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を廃止することはできないとされている。

この「一時的かつ短期」について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、「一律に1か月以内と期間を定めることは妥当ではなく、概ね1～2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上で判断することとされたい。」とされている（問答集問10-24（答））。

エ 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1（世帯の認定）の1・(2)は、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合を挙げている。

そして、問答集によれば、義務教育以外の場合であっても、就学又は技能習得のために他の土地に寄宿している場合、例えば、高等学校に就学中の者が寮生活を営んでいる場合は、同一世帯と認定すべき場合が考えられるとしている（問答集問1-15（答））。

## 2 本件についての検討

以下、これを本件申立てについて検討する。

- (1) 「重大な損害を避けるために緊急の必要がある」（法25条4項本文）か否かについて

ア 申立人は、平成30年4月から8月まで月当たり198,420円の生活保護費を受給していたところ（第2・1）、本件処分により、月当たり生活保護費が51,470円減額となり、さらに同年9月から過払金51,470円が毎月差し引かれることによって、月当たり生活保護費が95,480円になるこ

とが認められる（第2・2・(1)）。

そして、本件処分の理由となった世帯員の減は、本件海外留学を理由にするものであるところ、長女は留学先でアルバイトを禁止され（第2・2・(2)）、申立人が長女に仕送りをしていること（甲9号証）からすれば、長女は、留学中も申立人から一定の金銭的支援が必要であることが推認される。

イ そうすると、本件処分により、申立人、妻及び長女は、健康で文化的な最低限度の生活水準（生活保護法1条及び3条）を維持することが困難になるという「重大な損害」が生じるものと一応認めることができる。

そして、事後的な補償によって損害を回復することは、その性質上著しく困難であるから、「緊急の必要があるとき」に該当するものと認められる。

ウ したがって、本件申立てについては、「重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ものと認められる。

(2) 「本案について理由がないとみえるとき」（法25条4項ただし書）に当たるか否かについて

ア 当庁の調査によれば、処分庁は、平成30年7月30日に申立人から、長女がオーストラリアに転出している旨の変動届（平成30年1月19日から同年12月5日まで）及び留学（更新）許可書の提出を受けたことから、同年5月1日に遡及して世帯員の減員処理を行い、本件処分を行ったことが認められる。

そして、当該世帯員の減員処理は、実質的には長女の保護を停止又は廃止するものと解されるところ、処分庁は、

(ア) 生活保護の実施については、法19条1項に「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と規定しているが、これは海外渡航した要保護者について一律に保護の対象としない趣旨ではないとされていること、

(イ) 課長通知第10の問19によれば、被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であっても、引き続き国内に居

住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないとされていること、  
(ウ) この「一時的かつ短期」について、問答集問10-24(答)によれば、「一律に1か月以内と期間を定めることは妥当ではなく、概ね1～2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上で判断することとされたい。」とされている(問答集問10-24(答)) こと、  
これらを踏まえて、本件海外留学においては、留学期間が11か月近くに及ぶこと(第2・2・(2))から、「一時的かつ短期」の海外渡航と判断することはできないとして、長女の保護を実質的に停止又は廃止するものである本件処分を行ったことが認められる。

なお、処分庁は、局長通知(第1の1・(2))及び問答集(問1-15(答))にいう「子が就学又は技能習得のために他の土地に寄宿している場合」の「他の土地」については。法19条の趣旨に照らせば、国外の土地は該当しないと解している。

イ 以上を踏まえて検討すると、確かに本件海外留学のような11か月近くに及ぶ海外渡航が上記アの「一時的かつ短期」に該当すると判断するには、難しい面があると考えられる。

しかしながら、アルバイトを禁止され、金銭的援助が必要と考えられる本件海外留学について、課長通知及び問答集が想定している海外渡航の規定をそのまま当てはめて良いのかは検討の余地があるとも考えられる。

また、局長通知及び問答集にいう「子が就学又は技能習得のために他の土地に寄宿している場合」に、本件海外留学の場合が該当しないとも言い切れない。

このように考えると、本件海外留学のような場合について、その取扱いを明確に定めたものは見当たらないと言わざるを得ず、本件処分については、処分庁の裁量の範囲内か否かを慎重に判断すべき事案であると考えられる。

そうすると、本件処分の違法性又は不当性については、本案

審査請求において、十分に検討の上、判断するのが相当であると解される。

ウ したがって、本件申立ては、執行停止の消極要件である「本案について理由がないとみえるとき」に該当するということはいできない。

(3) 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」（法25条4項ただし書）の有無について

本件処分の効力を停止しても、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があると認めるべき事情の存在を認めることはできない。

(4) 以上によれば、本件処分はその効力を停止することが相当であると認められる。そして、効力停止の期間は、生活保護費が原則として月の初日に1か月分が支給されること、本件決定の時期等を考慮して、平成30年10月1日から本案裁決までの間とする。

## 第5 結論

以上のとおり、本件処分は、平成30年10月1日から本案審査請求の裁決までの間、効力を停止することとし、法25条7項の規定に基づいて、主文のとおり決定する。

平成30年9月19日

審査庁 東京都知事 小池百合子



別紙

本件処分の内容

(平成30年7月30日付保護変更決定通知書)

1 保護決定の内容等

- (1) 決定内容 保護変更
- (2) 決定年月日 平成30年5月1日
- (3) 決定した理由 保護基準を変更します。(世帯員の減)

2 保護の基準等

(1) 基準

	変更後決定額		既支給額	追給・過払
	基準生活費	支給額		
5月	146,950	146,950	198,420	過払 51,470円
6月	146,950	146,950	198,420	過払 51,470円
7月	146,950	146,950	198,420	過払 51,470円
8月	146,950	146,950	198,420	過払 51,470円

(2) 変更に伴い生じた過払額(返還額)

5月分 51,470円                      6月分 51,470円

7月分 51,470円                      8月分 51,470円

\*過不足額合計205,880円を以下のとおり保護費から差し引きます。

9月 51,470円                      10月 51,470円

11月 51,470円                      12月 51,470円